

志摩市告示第 1 1 7 号

志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 7 月 8 日

志摩市長 大 口 秀 和

志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スポーツを活用した観光振興を推進し、市民自らが誇れる観光のまちづくりを実現するため、志摩市補助金等交付規則(平成 16 年志摩市規則第 60 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算の範囲内でスポーツ観光推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、スポーツ関連事業のうち誘客効果が期待され、かつ、将来的な自立性が見込める事業とする。

(補助金額等)

第 3 条 補助金の額は、補助事業に係る総事業費の 2 分の 1 以内の額とし、500 万円を上限とする。

(事前審査)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に事業計画書(別記様式)を提出し、事前審査を受けなければならない。

(選定委員会の設置)

第 5 条 市長は、前条の規定による事前審査を実施するため、志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設

置する。

2 選定委員会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(事前審査の結果報告)

第6条 選定委員会の長は、事前審査の結果について市長に報告しなければならない。

(事前審査の結果通知)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その適否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(規則の準用)

第8条 補助金の交付申請から交付までの手続、補助金の交付決定の取消し及び返還の手続並びに財産の処分制限については、規則の定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。